



埼玉県報

第 2 6 0 7 号
平成 2 6 年 7 月 1 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [埼玉県川越地方庁舎駐車場使用料収納事務委託\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定\(田園都市づくり課\)](#)
- [職員情報総合管理システム用サーバ等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [警察署サーバ等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三 八の項を三一〇の項とし、一九二の項から三〇七の項までを二項ずつ繰り下げ、一九一の項を一九二の項とし、同項の次に次のように加える。

一九三	草加新善町西住宅	草加市新善町	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	----------	--------	------	-------	----

別表中一九〇の項を一九一の項とし、一五七の項から一八九の項までを一項ずつ繰り下げ、一五六の項の次に次のように加える。

一五七	春日部下蛭田東住宅	春日部下蛭田	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	-----------	--------	------	-------	----

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明星

三 代表者の氏名

森田 桂介

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大林五百三十九番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々がその環境や年齢、心身の状況、個性に応じ、必要な福祉サービスが提供され、身近な地域社会において主体的かつ充実した生活を安心して送ることができる福祉支援システムを構築することにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなのまち草の根ネットの会
- 三 代表者の氏名
宮本 節子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市手代町百十二番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、男女共同参画社会の形成に向け、地域の高齢化、国際化等に対応するため、性別、年齢、国籍にとらわれない、誰にも住みよいまちづくりを促進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきいきネット

三 代表者の氏名

海瀬 正一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市彦成三丁目七番九 一号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者等が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、「ほっとサロン・いきいき」を中心に各種機関やさまざまな個人・法人と連携を図りながら、高齢者の見守り・ふれあい活動を通じて、孤立化、引きこもり等を予防するための福祉サービスを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人家族の看取り支援の会
- 三 代表者の氏名
渡辺 秀雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市赤山本町一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対し、自分らしい最期を迎えるために講習会やイベントを通して様々な情報を提供し、また看取り介護や看護の支援を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ALEGRIA
- 三 代表者の氏名
福井 円
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字原市三千五百三十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県を中心にサッカーを始めとするスポーツ振興事業を行うことにより、青少年育成および地域の活性化に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第九百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、同表中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県川越 地方庁舎駐 車場	東京都港区赤坂一丁目六番六号 総合警備保障株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者 青山 幸泰	平成二十六年 七月一日から 平成二十七年 三月三十一日 まで

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぼぼ
- 三 代表者の氏名
桑山 和子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市落合二百九十番四
- 五 定款に記載された目的
本会は、地域住民が、困った時にはお互いに助け合い、地域社会を豊かで住みよくするために自主的な活動を行い、福祉の増進や男女共同参画社会の促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人花の森こども園

二 代表者の氏名

葎 田 昭 子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野字稲穂山四千四十八番一

四 当該仮認定の有効期間

平成二十六年七月一日から平成二十九年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ中「川口市」の下に「、戸田市」を加え、同号八(3)中「及び川口市」を「、川口市及び戸田市」に改め、同号八(8)中「空間」の下に「及び戸田市の区域」を加え、同号八(9)中「及びさいたま市」を「並びにさいたま市及び戸田市」に改める。

第三号中「川口市」の下に「、戸田市」を加える。

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月11日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月11日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年8月11日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月1日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Server for Employee Information Management System.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. August 11,2014 By mail;5:00 p.m. August 8,2014 In person;10:30 a.m. August 11,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察署サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年2月1日(日)から平成32年1月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月11日（月）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月11日（月）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年8月11日（月）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月1日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Server for police network System.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:40 a.m. August 11,2014 By mail;5:00 p.m. August 8,2014 In person;10:40 a.m. August 11,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年六月十六日

指令越建セ第二五〇〇七五一号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十五日

越建セ第一五〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百八十九番一、三百九十二番一

（幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業二十三街区一、二画地）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百九十番地

川上 ふく

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年六月二十三日

指令越建セ第二五〇〇八一二号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十五日

越建セ第一五三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目五十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六番一号

有限会社 鈴建ホーム 代表取締役 鈴木 充